

# 八戸市中央卸売市場条例等の一部改正(案)の概要について

## 1. 条例等の一部改正の背景

最近の食品等の流通の多様化に対応するため、当市条例の根拠法である卸売市場法は一部改正されました。(平成30年6月公布)この法改正は、卸売市場を食品流通の核としつつ、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図ることを趣旨としており、令和2年6月に施行されます。

また、卸売市場法において、生鮮食料品等の公正な取引の場として①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を中央卸売市場として農林水産大臣が認定・公表し、指導・検査監督することになります。

- ① 売買取引の方法の公表 ② 差別的取扱の禁止 ③ 受託拒否の禁止
- ④ 代金決済ルールの策定・公表 ⑤ 取引結果の公表 ⑥ 取引条件の公表
- ⑦ その他の取引ルールの公表(※)

※卸売市場ごとに関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。

八戸市中央卸売市場の取引ルール等は、八戸市中央卸売市場条例及び同施行規則等において定めていることから、改正卸売市場法(以下改正法)の趣旨等を踏まえ、当該条例等の改正を行うものです。

## 2. 改正法に定める遵守事項以外の遵守事項(その他の取引ルール)について

八戸市では、その他の取引ルール等を設定するために、市場関係者との意見交換会を実施し、次のとおりその他の取引ルールに関する案を策定しました。

### (1) 業務許可等について

|       | 現 状           | 改正後(案)        |
|-------|---------------|---------------|
| 卸売業者  | 農林水産大臣による許可   | 市長による許可(5年更新) |
| 仲卸業者  | 市長による許可       | 市長による許可(5年更新) |
| 売買参加者 | 市長による承認       | 市長による承認       |
| 関連事業者 | 市長による許可(5年更新) | 市長による許可(5年更新) |

\* 許可基準は現行基準に暴力団排除規定を追加。

[設定理由]改正法では、卸売業者と仲卸業者について定義のみ規定されていますが、業務許可に関する規定は廃止されました。一方で、開設者は取引参加者に遵守事項を遵守させるための必要な体制を求められていることから、引き続き当市場内の業務許可等を条例で規定するものです。

## (2) せり取引業務について

| 項目     | 内容                                         |
|--------|--------------------------------------------|
| せり人の登録 | 当市場の卸売業者が行う卸売のせり人は市長の行う登録を受けている者でなければならない。 |
| せり参加者  | 業務許可を受けた仲卸業者及び承認を受けた売買参加者に限定する             |

[設定理由]改正法ではせり取引に関する規定は廃止されますが、公正で効率的な取引を実施するため、引き続きせり取引に関する規定を条例等定めます。

## (3) 取引に関するルール(その他取引ルール等)について

| 取引ルール      | 内容                                                                                                                       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第三者販売の原則禁止 | 卸売業者は市場の仲卸売業者又は売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。<br>●例外規定①残品転送②区域外(市外)転送③市場間連携④(新商品開発等による)業者間連携⑤輸出連携                              |
| 商物一致の原則    | 卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等の物品以外の卸売をしてはならない。<br>●例外規定①市長指定場所にある物品②卸売業者申請場所にある物品(あらかじめ買受人との契約により確保した者)の市長承認③電子情報処理組織等を利用し市長が承認したとき |
| 直荷引きの原則禁止  | 仲卸業者は当該市場の卸売業者以外の者から買い入れてはならない。<br>●例外規定 ①通常卸売をしないもの、制限があるもの②区域外転送③市場間連携④(新商品開発等による)業者間連携⑤輸出連携                           |
| 自己買受の禁止    | 卸売業者(その役員使用人を含む)は当該市場の卸売の相手方として買い受けてはならない。                                                                               |

[設定理由]当市場における公正かつ安定的な業務運営を行うため、現行の取引規制を維持します。

## (4) その他

保証金の預託、卸売をした物品の相手方の明示及び引き取り、衛生上有害な物品の売買禁止などのルールは引き続き規定します。

[設定理由]当市場における公正かつ安定的な業務運営を継続するために現行の規制を維持します。

## 3. 取引参加者等に対する指導・監督に係る規定について

市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため遵守事項を遵守させるために、必要に応じて、卸売業者をはじめとする取引参加者に対し指導・監督します。特に、現行法では国が行う卸売業者への改善措置命令等については、市長が行えるように規定を設けます。

○ 参考(削除する規定)

| 現行<br>条項 | 項目                       | 内 容                                                                                                                                    | 削除する理由                                               |
|----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 45       | 卸売業者の<br>業務の規制           | 卸売業者は、開設区域内において取扱品目の卸売や小売等を行う場合は、市長の承認を受けなければならない                                                                                      | 法改正により開設区の規制は廃止されたため。                                |
| 52       | 委託手数料以<br>外の報償の収<br>受の禁止 | 卸売業者は市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、その委託者から委託手数料以外の報償を受けてはならない。                                                                            | 法改正により廃止されたため。取引先へ提供するサービスについて限定をしないため。              |
| 53       | 受託契約約款                   | 卸売業者は市場における卸売のための販売の委託の引き受けについて、受託約款を定め、市長の承認を得なければならない。                                                                               | 法改正により廃止されたため。                                       |
| 53の<br>2 | 受託契約約款<br>の揭示            | 卸売業者は市長より承認を受けた受託契約款を卸売場内など見やすい場所に揭示しなければならない。                                                                                         | 法改正により卸売業者は取引の条件をインターネットなどの適切な方法により公表する義務規定が設定されたため。 |
| 64       | 委託手数料<br>の率              | 卸売業者は委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときはあらかじめ市長に届出なければならない。                                                                                       | 法改正により卸売業者は取引の条件をインターネットなどの適切な方法により公表する義務規定が設定されたため。 |
| 65       | 出荷奨励金<br>の交付             | 卸売業者は取扱品目の安定供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を支払ったときは、市長に報告しなければならない。奨励金の交付が卸売業者の財務又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがあるときは、その他必要な改善措置を命ずることができる。            | 卸売業者は取引の結果を公表する義務規定が設定されたため。                         |
| 68       | 完納奨励金<br>の交付             | 卸売業者は卸売代金の期限内の完納を奨励するために仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を支払ったときは、市長に報告しなければならない。市長は完納奨励金の交付が卸売業者の財務又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがあるときは、必要な改善措置を命ずることができる。 | 卸売業者は取引の結果を公表する義務規定が設定されたため。                         |
| 81の<br>2 | 市場取引<br>委員会              | 市場における売買取引に関し、必要な事項を調査審議させるため、取扱品目の部類ごとに市場取引委員会をおく。                                                                                    | 法改正により設置義務は廃止されたため、市場運営協議会与統合する。                     |